「“完全制覇”２級ＦＰ技能検定精選問題集 学科試験編（2025年版）」

2026年度　改 正 補 足 資 料

当改正資料は、標記問題集において法令や制度の改正により発刊時より変更が生じた箇所について、2026年４月時点における標記問題集の改正箇所等を一覧でまとめたものです。
ご確認のうえご活用ください。

ＦＰＫ研修センター株式会社

【問題編】

頁	問題番号等		改正内容
8	○×問題	33	（2行目）…基本月額との合計額が~~51万円~~（~~2025年度~~価額）… →　65万円（2026年度価額）… ***※ 以下、2026年度の支給停止基準額は65万円に読み替える。***
9	○×解答	33	（4行目）…の合計額が~~51万円~~（~~2025年~~度価額）を超える場合… →　65万円（2026年度価額）を超える場合…
18	問題11	4	＜適切な文章から不適切な文章へ変更＞ （1行目）　…の返済期間は~~最長20年~~である。 →　　…の返済期間は最長18年である
31	問題40	1 2 3	（選択肢1～3 共通） …月額~~5,450円（2025年度価額）~~→月額5,620円（2026年度価額）
36	問題51	1	…起算して~~2年~~以内である。→　…起算して５年以内である。
37	問題53 問題54	2 1	企業型年金において……加入者掛金の額は、~~その加入者に係る事業主掛金の額を超える額とすることはできない~~。 →　事業主掛金の額を超える額とすることはできない、という規定は廃止された。
125	○×解答	24	死亡時点で……要件（合計所得金額が~~58万円~~以下であること等） →　要件（合計所得金額が62万円以下であること等）
144	問題35		…なお、~~2025年~~4月に住宅ローンを利用して… →　なお、2026年4月に住宅ローンを利用して…
165	○×解答	38	（3～4行目） ……なお、住宅の床面積は戸建住宅の場合、~~50㎡以上240㎡以下~~であることが要件である。 →　…・の場合、原則として40㎡以上240㎡以下であることが…

【解答・解説編】

頁	問題番号		改正内容
240	問題9		最上段表内（返済期間）　~~18年以内~~　→　20年以内
	問題11		（1行目）　…の返済期間は~~最長18年~~である　→　最長20年である。
242		P	フラット35（買取型）の主な融資条件　（2026年4月現在） 融資限度額：100万円以上~~8,000万円~~以下（1万円単位） ：→ 100万円以上12,000万円以下（1万円単位） 住宅の床面積：戸建住宅は床面積~~70㎡以上~~　→　50㎡以上
247	問題22		（2行目）　介護保険料率は全国一律（~~2025年度は15.9/1000~~） →　介護保険料は全国一律（2026年度は16.2/1000）である。なお、2026年４月分より、別途、子ども子育て支援金率0.23％が上乗せされている。
		1	***※ 以下、2026年度の介護保険料率は、16.2/1000に読み替える。*** 生計を…者（年収130万円未満、60歳以上は年収180万円未満） → …者（年収130万円未満、19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者は除く）は年収150万円未満、60歳以上は年収180万円未満）
249	問題25	2	~~2025年度は92万円~~（後期高齢者支援金分26万円限度を含む） → 2026年度は93万円（後期高齢者支援金分26万円限度を含む）である。別途、子ども子育て支援金分（年間３万円上限）が加算される。
252	問題31	1	適切。~~2025年度~~における…失業等給付が~~7/1000~~、育児休業給付が4/1000の合計~~11/1000~~であり…折半して~~5.5/1000~~ずつ負担する。 →　2026年度における…失業等給付が6/1000、育児休業給付が4/1000の合計10/1000であり…折半して5.0/1000ずつ負担する。
257	問題40	1	…月額~~5,450円（2025年度価額）~~ →　5,620円（2026年度価額） …合計額が~~787,700円超887,700円以下~~ →　合計額が809,000円超909,000円以下
		2	…月額~~5,450円~~、１級の…月額~~6,813円~~ →…月額5,620円、１級の…月額7,025円
		3	~~5,450円~~　→　5,620円
259	問題43	1	（2行目）　…共に同額で、~~2025（令和7）年度は51万円~~である。 →　…共に同額で、2026（令和8）年度は65万円である。
264	問題51	1	（1～2行目）離婚等したした日の翌日から~~2年~~以内 →　離婚等したした日の翌日から５年以内
265	問題53	2	…マッチング拠出利用者の拠出額は、~~事業主の拠出額以下、かつ~~事業主掛金との合算額が拠出限度額の範囲内となされている。 →　マッチング拠出利用者の拠出額は、事業主掛金との合算額が拠出限度額の範囲内となされている。

<table>
<tr><th>頁</th><th>問題番号</th><th></th><th>改正内容</th></tr>
<tr><td>265</td><td>問題54</td><td>1</td><td>…加入者掛金は、事業主掛金の額を超える額とすることはできない。
→　加入者掛金は、事業主掛金との合算額が拠出限度額の範囲内であれば拠出額は問われない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">343</td><td rowspan="4">問題27</td><td></td><td>（1行目）　控除対象扶養親族の要件
（合計所得金額が~~58万円以下~~であること等）
（2026年度税制改正）
→　（合計所得金額が62万円以下であること等）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>配偶者控除は年間の合計所得金額が~~58万円以下~~…　、また配偶者特別控除は年間の合計所得金額が~~58万円超~~133万円以下でなければ
（2026年度税制改正）
→ 配偶者控除は年間の合計所得金額が62万円以下…　、また配偶者特別控除は年間の合計所得金額が62万円超133万円以下でなければ…</td></tr>
<tr><td>P</td><td>基礎控除額（2026年・2027年分）
<table>
<tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">基礎控除額</th></tr>
<tr><th>2025年</th><th>2026年・2027年分</th></tr>
<tr><td>132万円以下</td><td>~~95万円~~</td><td rowspan="3">104万円</td></tr>
<tr><td>366万円以下</td><td>~~88万円~~</td></tr>
<tr><td>489万円以下</td><td>~~68万円~~</td></tr>
<tr><td>655万円以下</td><td>~~63万円~~</td><td>67万円</td></tr>
<tr><td>2,350万円以下</td><td>~~58万円~~</td><td>62万円</td></tr>
<tr><td>2,400万円以下</td><td colspan="2">48万円</td></tr>
<tr><td>2,450万円以下</td><td colspan="2">32万円</td></tr>
<tr><td>2,500万円以下</td><td colspan="2">16万円</td></tr>
<tr><td>2,500万円超</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>P</td><td>控除対象扶養親族（合計所得金額~~58万円以下~~）の要件と…
→　控除対象扶養親族（合計所得金額62万円以下）の要件と…</td></tr>
<tr><td rowspan="2">344</td><td rowspan="2">問題28</td><td>2</td><td>…控除対象配偶者（合計所得金額が~~58万円以下~~である…）
→　…控除対象配偶者（合計所得金額が62万円以下である…）</td></tr>
<tr><td>P</td><td>・配偶者特別控除は配偶者の合計所得金額が~~58万円~~超133万円以下
→　…　配偶者の合計所得金額が62万円超133万円以下

≪所得税の配偶者控除額および配偶者特別控除額≫
表内の配偶者控除、配偶者特別控除適用の所得要件改正
・配偶者控除　　合計所得金額~~58万円以~~下　→　62万円以下
・配偶者特別控除　合計所得金額~~58万円超~~133万円以下
→　62万円超133万円以下</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th>問題番号</th><th>改正内容</th></tr>
<tr><td>346</td><td>問題32</td><td>P</td><td>ひとり親控除・寡婦控除の状況別要件と控除額のまとめ
　生計一である子（総所得金額等が~~58万円以下~~）がいる
→　生計一である子（総所得金額等が62万円以下）がいる</td></tr>
<tr><td>347</td><td>問題35</td><td>3</td><td>~~2022年から2025年~~までに入居した場合、……0.7％である
→　2026年1月から2030年12月の間に入居した場合、……0.7％
~~2022年~~以後の居住開始の場合、…ならない。なお、2025年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅については40㎡以上50㎡未満であっても住宅ローン控除の適用があるが、その場合は合計所得金額が1,000万円以下の年のみが対象となる。
→　2026年以後の居住開始の場合、…ならない。~~なお、2025年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅については40㎡以上50㎡未満であっても住宅ローン控除の適用があるが、その場合は合計所得金額が1,000万円以下の年のみが対象となる。~~</td></tr>
<tr><td></td><td>問題35</td><td>P</td><td>（5行目）
~~2022（令和4）年1月1日から2025（令和7）年12月31日~~までに
(1)住宅の要件
　①取得住宅の……50㎡（~~一定の場合は~~40㎡）以上であり…
→　2022（令和4）年1月1日から2025（令和7）年12月31日までに
(1)住宅の要件
→ ①　取得住宅の……50㎡（合計所得金額1,000万円以下の年は40㎡）以上であり…</td></tr>
<tr><td>348</td><td></td><td></td><td>〈住宅の新築、新築住宅取得の場合の控除率など〉　下表に差替
<table>
<tr><th rowspan="2">住宅の
区分</th><th colspan="2">居住開始年と控除対象年末残高</th><th rowspan="2">最長控除期間</th></tr>
<tr><th>2026年～2027年</th><th>2028年～2030年</th></tr>
<tr><td>認定住宅</td><td colspan="2">4,500万円（5,000万円※1）</td><td rowspan="2">13年</td></tr>
<tr><td>ＺＥＨ水準
省エネ住宅</td><td colspan="2">3,500万円（4,500万円※1）</td></tr>
<tr><td>省エネ基準
適合住宅</td><td>2,000万円×13年
（3,000万円※1）</td><td>控除対象外
（例外規定あり※2）</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の住宅</td><td colspan="2">控除対象外</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>控除率</td><td colspan="2">控除対象年末残高×0.7％</td></tr>
</table>
※1：（　）内の金額は、子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが40歳未満の者、または19歳未満の扶養親族を有する者）に適用される年末残高の上限。
※2：2027年末までに建築確認を受けた省エネ基準適合住宅、または登記簿上の建築日付が2028年6月30日以前である同新築住宅に、2028年1月～2030年12月の間に居住開始した場合は控除対象（2,000万円×10年）となる。</td></tr>
</table>

頁	問題番号		改正内容
383	問題42	1	……なお、住宅の床面積は戸建住宅の場合、~~50㎡以上240㎡以下~~であることが要件である。 →　…・の場合、原則として40㎡以上240㎡以下であることが…
384	問題43	P	② 新築住宅の税額軽減…床面積120㎡までの税額を1/2に減額 住宅の要件(床面積等) ~~50㎡（アパート等は40㎡）以上 280㎡以下~~ →　40㎡以上 240㎡以下
401	問題13	P	普通遺言の種類と特徴 ・公正証書遺言の作成方法に加筆 手続きのデジタル化により、リモート方式での作成も可
425	問題57	1	（2行目） ……原則として、~~2026年3月31日~~までに　→　2027年9月30日まで
426			＜非上場株式等についての贈与税の納税猶予および免除の特例＞ （9行目） …。特例措置は~~2026年3月31日~~までに　→　2027年9月30日まで ＜事業承継税制の一般措置と特例措置の比較＞ 適用を受けるための事前準備 特例措置　2018年4月1日から~~2026年3月31日~~までに…提出。 →　2018年4月1日から2027年9月30日までに…提出。

以上